❖不適切な行為の範囲　　柏原市教育委員会

分類	具体例
スマートフォン・SNS の使用	➢ 私物のスマートフォン等の写真・動画撮影が可能な電子機器で、児童生徒の写真・動画を撮影・管理する。 ➢ 児童生徒と私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等）を交換し、私的にやりとりをする。 ※私的な連絡先でのやりとりが業務上必要な場合も、1 対1 でやりとりせず、複数人で把握できる状況とする。 ➢ 個人のSNS 等に、業務上撮影した児童生徒の写真を掲載する。
児童生徒とのコミュニケーション方法等	➢ 職場の外で私的に児童生徒と会う約束をしたり、放課後や休日に児童生徒と二人きりで私的に会う。 ➢ 密室内で児童生徒と１対１の状態になる。 ※業務の性質上、児童生徒と密室で１対１で面談することが想定される場合は、管理職等と共有すること。可能な限り、扉を閉めないこと。窓のある部屋で行うこと。
身体接触等	➢ 児童生徒に対して、不必要な接触を行う。 ※不必要な接触の例：胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする　等
移動	➢ 不必要に、児童生徒と１対１になる状況で車に乗せる。 ※従事者による児童生徒の送迎を行う場合には、予め又は事後的に、どの児童生徒の送迎をいつ行ったか、管理職等へ報告する。
更衣	➢ 不必要に、更衣室や児童生徒が更衣中の部屋に入室する。 ➢ 不特定多数の人の目がある中で児童生徒に更衣をさせる。
その他	➢ 児童生徒の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする。 ➢ 児童生徒の容姿等を過度にほめる。 ➢ 従事者が過度に肌を露出する。

❖障がいのある児童生徒への対応における留意点

➢ 身体的な接触を伴う介助（例：着替え、トイレ、入浴等）
- ・パーテーション等で児童生徒のプライベートゾーンが外から見えないよう環境を整備し、複数名で対応。
- ・密室状態にならないよう配慮するとともに、児童生徒の性別を踏まえて対応。
  （同性による介助。性的嗜好の対象が同性・両性の場合があることにも留意。）
- ・「これからおしりを洗うよ」等の声掛けをして、相手に境界線を超えることを伝えることが重要。

➢ 身体観察（皮膚トラブル等）や医療的ケア（導尿や排便管理等）等、プライベートゾーンに関わる処置を行う必要がある児童生徒の場合
- ・児童生徒のプライバシー保護の観点から、個室またはパーテーションを立てて対応を行うが、加害があっても他者が気づきにくいという課題があることに留意する。

❖学校の環境整備の例

分類	具体例
死角をなくす	➢ 普段使われていない教室・部屋等については、施錠を必ず行い、鍵の一元管理を行う。 ➢ 複数の教職員で施設内を巡回し、死角の有無（例：教室・部屋の窓を隠す掲示物、廊下から確認できない教室）を確認・記録するとともに、それをなくすよう努める。 （例： レイアウトの変更、ポスター・展示物の撤去、ミラーの設置、摺りガラスの廃止等） ➢ 死角をなくす変更が困難な場合にも、そのリスクを検証し教職員の意識啓発につなげる。 ➢ 専門家（警察、警備会社等）、関係者（保護者、児童生徒）の視点からも点検を行う。
巡回を実施・強化する	➢ 管理職を中心に、毎日の巡回を行い、死角となる場所は必ず巡回する。 ➢ 巡回の際には、廊下等、外からの目視で済まさず、実際に中に入り状況を確認する。 ➢ 見回りは不定期に行う。（同一時刻、同一ルートの見回りでは予測できてしまうため） ➢ 使われていない教室・部屋等の施錠確認を行う。 ➢ トイレや着替えをする部屋等に盗撮用のカメラが設置されていないか定期的に確認する。
周知・意識啓発を強化する	➢ 性暴力や不適切な行為の例など、服務規律等の一部を掲示する。